

郵政民営化委員会 ご説明資料

2020年9月17日

一般社団法人 全国地方銀行協会

地方銀行とゆうちょ銀行

地方銀行(当協会会員64行合計)

○店舗数 7,776店
(1行平均 122店)

○ATM台数 32,889台
(1行平均 514台)

○役職員数 129,768人
(1行平均 2,028人)
(1店舗平均 16.7人)

○預金 277兆円
(1行平均 4兆3,402億円)

(2020年3月末現在)

ゆうちょ銀行

○店舗数 23,881店
(銀行代理業を営む郵便局を含む)

○ATM台数 32,005台

○役職員数 109,941人
(1店舗平均 4.6人)
(日本郵便の金融窓口事業従業員数を含む)

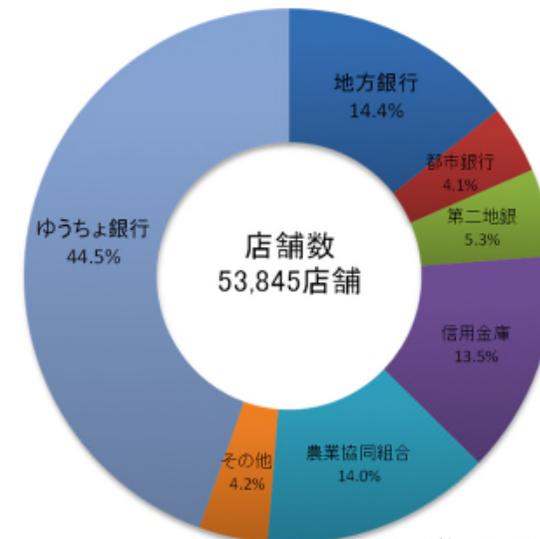
○貯金 183兆円

(2020年3月末現在)

預貯金シェア(2020年3月末)



店舗数シェア(2019年3月末)



[出所:当協会調べ]

基本認識

【郵政民営化法(抜粋)】

第2条(基本理念)

「地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ」、
「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じる」



この趣旨を踏まえて、郵政民営化を進めるためには、次の4つの視点が重要。

公正な競争条件の確保

適正な経営規模への縮小

地域との共存

利用者保護

1. 公正な競争条件の確保①

- 政府が間接的にゆうちょ銀行株を保有している間は、民間金融機関との公正な競争条件が確保されたとは言えない。
- 日本郵政株については、いまだに政府が6割弱を保有。そして、ゆうちょ銀行株については、日本郵政が74.2%を保有しており、株式の全部処分に向けた具体的な道筋はいまだに明らかにされていない。
- 日本郵政がゆうちょ銀行の株式の全部処分に向けた具体的な説明責任を果たすとともに、その確実な実行が担保される必要がある。
- それがないままに、ゆうちょ銀行の預入限度額を引き上げたり、業務範囲を広げたりすべきではない。

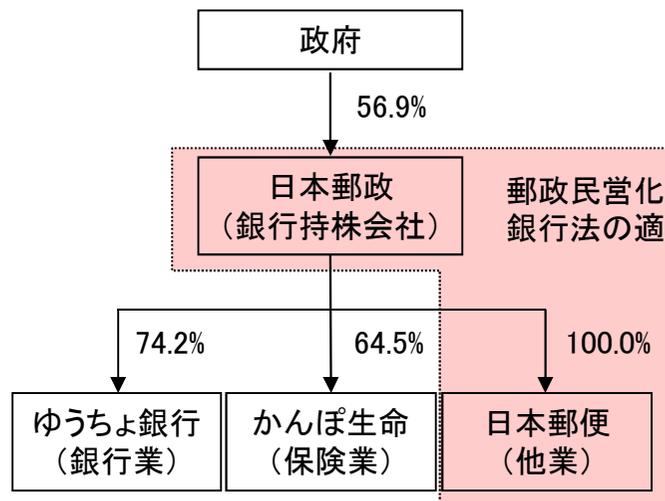
- 郵政民営化法は、「日本郵政が保有する金融2社の株式は、全部処分をめざし、できる限り早期に処分する」旨を定めている(第7条)。
- 2012年4月26日の参議院における、郵政民営化等の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議は、「金融2社の株式について、日本郵政がその処分に向けた具体的な説明責任を果たすこととなるよう努めること」としている。
- 日本郵政は、2015年1月16日の郵政民営化委員会において、金融2社の株式の売却について、「まずは、保有割合が50%程度となるまで、段階的に売却していく」としかしていない。
- 金融2社の株式の5割処分後、新規業務については認可制から届出制に移行する(郵政民営化法第110条の2)。

1. 公正な競争条件の確保②

□ 日本郵政グループは、民間の銀行グループに認められていない郵便・物流や物販等の非金融業務と金融2社の金融業務をグループ一体となって推進しており、この点においても公正な競争条件が確保されていない。

- 銀行持株会社に対しては、子会社も含めた業務範囲規制が課されているが(銀行法第52条の21、第52条の21の2、第52条の23、第52条の23の2、第52条の24)、郵政民営化法は、特例として、「日本郵政がゆうちょ銀行を子会社とする銀行持株会社である場合は、業務範囲規制は適用されない」としている(第64条、65条、66条)。

日本郵政グループ(数字は株式保有割合)



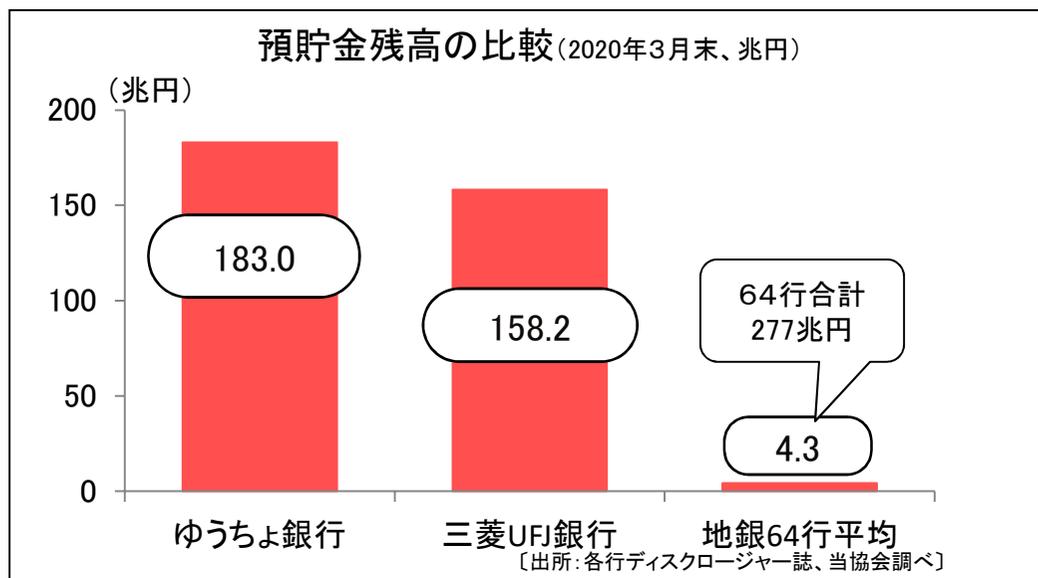
企業名	主な業務
日本郵政	<ul style="list-style-type: none"> ・グループの経営戦略策定 ・不動産業 <ul style="list-style-type: none"> —日本郵政不動産(日本郵政子会社)が実施 ・病院(通信病院)の運営 ・宿泊施設(かんぽの宿)の運営
日本郵便	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便・物流 ・金融窓口業務 ・国際物流 ・物販 ・生活支援サービス(みまもりサービス等)
ゆうちょ銀行	・銀行業
かんぽ生命	・保険業

[出所: 日本郵政グループ各社の公表資料に基づき、当協作成]

2. 適正な経営規模への縮小①

- 私たちは、かねてより、国際的に類を見ない規模に肥大化した郵貯事業の適正な規模への縮小を求めている。
- こうした中、昨年4月、完全民営化に向けた具体的な道筋が明らかにされないまま、ゆうちょ銀行の預入限度額が引き上げられたことは誠に遺憾。
- また、預入限度額引き上げから約1年半が経過した現時点においても、インセンティブの撤廃が実施されていないことは、極めて遺憾。
- 何をおいてもインセンティブ撤廃の速やかな実施を求める。また、インセンティブの撤廃が確実に実施されたことが広く確認できるよう、日本郵政グループおよびゆうちょ銀行に対し、撤廃への取組結果を郵政民営化委員会に報告・公表するよう求める。
- そのうえで、ゆうちょ銀行が量的拡大に走ることのないよう、郵政民営化委員会や関係当局における継続的なモニタリング、厳格な検証が行われることが必要。
- また、預入限度額の「将来の見直し」についても、通常貯金の預入限度額の「緩和・引き上げ」ありきではなく、他の金融機関等との間の競争関係やゆうちょ銀行の経営状況に与える影響等を勘案した慎重な検討を行うべき。

2. 適正な経営規模への縮小②



- 2018年12月に公表された「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見」は、政府および日本郵政グループに対し、以下2点を求めている。
 - ✓ 貯金獲得に係るインセンティブを他の評価項目への振替等により、撤廃すること。
 - ✓ グループのバランスシートの抑制と戦略的活用を含めた日本郵政のビジネスモデルを再構築し、日本郵政が保有するゆうちょ銀行株を3分の2未満となるまで売却することを条件に、通常貯金の限度額について検討すること。
- 日本郵政は、2019年3月25日の郵政民営化委員会で、「日本郵便の貯金獲得に係る営業手当の他項目への振替については、可及的速やかに実施すべく、対応中」としているが、現在においても実施されていない。

3. 地域との共存、利用者保護

- ゆうちょ銀行と民間金融機関が、地域活性化やお客さまの利便性向上等を目的とした連携・協調を進めていることは、意義がある。引き続き、各地でこうした取組みが進むことを期待する。
- こうした動きに水を差すことのないよう、郵政民営化委員会および関係当局において、公平かつ適正な審議・検討が行われることを希望する。

- 地方銀行は、各行の経営判断のもと、それぞれの経営基盤を活かして、ゆうちょ銀行との様々な連携を進めている(次頁参照)。

- 昨年来、日本郵政グループにおいて、保険や投資信託の不適切な営業活動が多数報告され、これにより多くのお客さまが経済的不利益を被ることになったことは大変残念。
- 今後、お客さまに対するアフターフォローに加え、再発防止の観点から、グループ全体のガバナンスやコンプライアンス機能の強化、適正な営業推進態勢の確立に向けた取組み等が進むことを期待する。

日本郵政グループと地方銀行との連携・協調事例

※直近1年分を掲載

ファンドへの共同出資

「令和元年台風等被害広域復興支援ファンド」(北海道銀行、青森銀行、岩手銀行、七十七銀行、秋田銀行、北都銀行、荘内銀行、山形銀行、東邦銀行、常陽銀行、筑波銀行、足利銀行、群馬銀行、武蔵野銀行、きらぼし銀行、横浜銀行、第四銀行、北越銀行、山梨中央銀行、八十二銀行、静岡銀行、清水銀行)(2020.1設立、2020.6拡大)

「イノベーションファンド25」(池田泉州銀行)(2019.9設立、ゆうちょ銀行の出資は2020.4)

「ふるさと連携応援ファンド」(広島銀行)(2019.12設立)

「近畿中部広域復興支援ファンド」(北陸銀行、富山銀行、福井銀行、十六銀行、三重銀行、滋賀銀行、京都銀行、関西みらい銀行、池田泉州銀行、南都銀行、紀陽銀行、但馬銀行)(2020.7設立)

「秋田市『未来応援』ファンド」(秋田銀行)(2019.11設立)

「夢・かがやき1号ファンド」(きらぼし銀行)(2018.11設立、ゆうちょ銀行の出資は2019.10)

プロジェクトファイナンス

「栃木県PFI事業向けプロジェクトファイナンス」(アレンジャー:足利銀行、参加者:常陽銀行、群馬銀行、百五銀行)(2020.8)

「三井住友銀行『SDGsグリーンローン』によるプロジェクトファイナンス」(参加者:常陽銀行、鳥取銀行、山陰合同銀行、中国銀行、伊予銀行)(2020.8)

ATM関連

ATM提携(全64行)

郵便局内に、銀行ATMを設置(きらぼし銀行)(2020.6)

コラボATM(ATM利用手数料の相互軽減)の運用開始(大垣共立銀行)(2020.7)

コンビニ設置のゆうちょATMに、地域PRの「共同オリジナル現金封筒」を設置(大垣共立銀行)(2019.2、2019.12)

郵便局内に、銀行ATMを設置(南都銀行)(2020.2)

郵便局における銀行手続事務等の受付・取次

(南都銀行)(2020.2)

(山陰合同銀行)(2020.7)

[出所: 地方銀行各行、ゆうちょ銀行のニュースリリース]